

児童手当制度改革に伴う手続きのフローチャート

以下のフローチャートは高校生年代(※)を養育している世帯に向けた案内となります。
中学生以下のみを養育している場合は手続きございません。

(※) 高校生年代...平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれ

《ここからスタート》

高校生年代(※)以下のお子さんを養育していますか？

(※) 高校生年代...平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれ

いいえ

手続きは不要です！

対象者には9月12日(木)発送済みです。

はい

現在、古河市から児童手当の支給を受けていますか？

※特例給付（児童1人につき月額5,000円）を受給している人も「はい」を選択してください。

※勤務先から児童手当の支給を受けている公務員は、勤務先で手続きしてください。

※施設等入所中のお子さんは、児童手当の支給対象外になります。

いいえ

手続きが必要です！ 「認定請求書」等の提出をお願いします。

制度改革に伴い、令和6年10月分から支給対象児童として児童手当の支給を受けられます。

※養育されているお子さまが別住所にいる場合⇒別居監護申立書が併せて必要となります。

はい

児童の兄姉等に大学生年代(※)のお子さんがいて年齢順に上から数えて高校生以下のお子さんが3人目以降となりますか？

(※) 大学生年代...平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれ

いいえ

手続きは不要です！

高校生年代のお子さま分は自動で登録されます。

制度改革後の令和6年10月31日(木)発送予定のため、額改定通知書が届きましたら内容の確認をお願いします。

※高校生年代のお子さまを養育している方で、数日経っても通知書が届かない場合は、登録されていない恐れがございます。

こども政策課までご連絡ください。

はい

手続きが必要です！※養育している場合に限りです

「額改定届」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出をお願いします。

※第3子加算の対象となり、支給金額も変わります。

〈申請受付窓口〉

- ・総和庁舎 こども政策課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・三和庁舎市民総合窓口室

※郵送による申請も行っております。

古河市役所 総和庁舎
こども政策課 子育て手当係
茨城県古河市下大野2248番地
電話0280-92-3111（内線3424）